

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年8月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	2 2：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（）」 「5：介護老人保健施設（）」 「7：介護老人保健施設（）」 「9：介護老人保健施設（）」 2 A：短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2： 型介護医療院」 「3：特別介護医療院(人員配置区分 2： 型)」 5 2：介護保健施設サービスの「施設等の区分」欄 「1：介護保健施設（）」 「5：介護保健施設（）」 「7：介護保健施設（）」 「9：介護保健施設（）」 5 5：介護医療院サービスの「施設等の区分」欄 「2： 型介護医療院」 「3：特別介護医療院(人員配置区分 2： 型)」 2 5：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1：介護老人保健施設（）」 「5：介護老人保健施設（）」 「7：介護老人保健施設（）」 「9：介護老人保健施設（）」 2 B：介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2： 型介護医療院」 「3：特別介護医療院(人員配置区分 2： 型)」	「その他該当する体制等」欄の 「室料相当額控除」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

【都道府県等指定権者向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所異動連絡票を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

・届出様式、届出項目に関する留意点

都道府県等は、介護サービス事業所に対し、変更または追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うよう指導すること。

また、新たに追加された届出様式、届出項目等のみならず、既存の届出項目等についても、算定要件が変更されたものについては、改めて届出が必要となるので、指導の際は留意すること。（詳細は別紙のとおり）

・提出の期限

令和6年報酬改定における経過措置の終了に係る届出の提出期限は4月1日、多床室の室料負担見直しに係る届出の提出期限は通常通り（8月施行サービスについては7月15日）である。それ以降の取扱いの可否については、都道府県等において国保連合会と相談の上で判断されたい。ただし新規指定事業所においては、伝送ユーザーの払出等国保連合会との手続きが発生することから、準備期間を考慮して早期に対応する必要があることを指導されたい。

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに、様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供するこ

と。

特に、4月サービス及び8月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、令和7年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。令和7年8月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、8月には送付せず、全て9月に送付すること。

【事業所向け留意事項】

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1．届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2．提出の期限等

令和6年報酬改定における経過措置の終了に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。